

第6章 基本目標実現のための主要施策



いつでも水をおいしく飲める【安全】な水道

《将来像》未来を拓く くらしを支える水

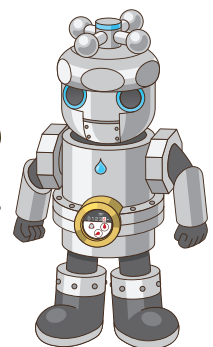


「未来構想 水道ビジョン野田（経営戦略）」では、将来像を実現するために、3つの基本目標【安全】、【持続】、【強靱】ごとに主要施策を整理し、事業展開を図ります。



健全かつ安定的な事業運営及び水道サービスの【持続】可能な水道

災害に強く不測の事態にしなやかに対応できる【強靱】な水道



安 全

いつでも水をおいしく飲める
【安全】な水道



野田の
すいっぴー

6. 1 いつでも水をおいしく飲める【安全】な水道

施策方針	主要施策	
	具体的な取組	
(1) 水質管理体制の強化	① 水源水質の監視……………54	同水系流域の関係機関等との情報共有 北千葉広域水道企業団との連絡体制の強化
	② 水質検査の充実と強化……………55	水質検査の充実 水質検査協力体制の強化 水質検査機器の整備
	③ 安全でおいしい水の供給持続……………57	おいしい水づくり計画
	④ トリハロメタン低減化対策……………58	浄水処理用薬品の改善による江戸川原水の有機物除去率の向上 中間塩素処理による塩素注入率の低減化 トリハロメタン低減化の実施 ドレン作業等によるトリハロメタンの低減化対策
	⑤ 水安全計画の適切な運用……………60	水安全計画の運用 水安全計画の見直し
	⑥ 安全で良質な水質の確保……………62	水道末端水質の管理 行き止まり管路の水質向上策の強化 計画的な洗管作業による水質向上策の強化
	⑦ 分かりやすい水質情報の提供……………64	水質検査計画の策定と公表、水質検査結果の公表
	⑧ 給水装置工事施行基準の周知徹底……………65	野田市給水装置工事施行基準に基づいた施工業者への指導 指定給水装置工事事業者に対する定期的な研修会の開催 指定給水装置工事事業者の登録情報の提供
(2) 適切な水源保全の推進	⑨ 受水量割合増加の検討……………66	北千葉受水量増量の検討 上花輪浄水場の取水及び浄水機能の廃止時期の検討
(3) 安全対策の強化	⑩ セキュリティ対策の充実等……………69	各種情報を中根配水場で一元管理 運転管理の安全性の強化
(4) 小規模貯水槽水道の適正管理と直結給水方式の普及	⑪ 小規模貯水槽水道の適正管理……………70	設置者や管理責任者への指導・助言の徹底
	⑫ 直結給水方式の普及・PR……………71	直結給水方式のPR

(1) 水質管理体制の強化

主要施策①: 水源水質の監視

いつでも安全な水道水の供給を持続的に確保するために、利根川・荒川水系流域の関係者との連携を図り、水源水質の監視に取り組みます。

本市の上花輪浄水場は、利根川水系江戸川の表流水を水源としているため、河川水量減少による水質の悪化や油類・化学薬品流出等の水質汚染事故、豪雨による原水濁度の上昇、魚卵の大量発生等の水道水へのリスクが多く存在しております。

このため、同水系流域の関係者との連携を密にするとともに、水源水質の監視を強化し最大限のリスク回避策を講じます。

◆同水系流域の関係機関等との情報共有◆

江戸川流域浄水場事務連絡会及び利根川下流ブロック技術担当連絡会への参加により、水質や施設についての情報交換を図ります。

また、同水系流域の水道事業体等との連携による情報収集に努めます。

目標項目	・江戸川流域浄水場事務連絡会（水質・施設担当者会）への参加による情報収集 ・利根川下流ブロック技術担当連絡会への参加による情報収集										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	水質担当者会 年1回参加 施設担当者会 年1回参加 技術担当連絡会年1回参加		上花輪浄水場の 浄水機能廃止	上花輪浄水場の浄水機能廃止により当連絡会は脱退							
											
目標項目	・同水系流域の水道事業体等との連携による情報収集										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	化学物質等による河川水 汚染の迅速な情報収集		上花輪浄水場の 浄水機能廃止								
											

◆北千葉広域水道企業団との連絡体制の強化◆

本市の上花輪浄水場の水源は、北千葉広域水道企業団の水源より上流にあるため、水質悪化のおそれがある原因事象が発生した場合には、江戸川表流水の採水等、相互の協力や連絡体制の強化を図ります。

主要施策②：水質検査の充実と強化

現在、水道水の安全性は日々の浄水処理及び消毒効果の確認並びに定期的に水道法に定められた水質検査を実施することによって確保されております。

これらの取組に加えて、水源から給水栓に至る水道システムに存在する危害原因事象を的確に把握し必要な対応をとることにより、リスクが軽減され安全性の向上が図れます。

本市の水質管理は、「水質検査計画」に基づく検査項目及び検査頻度を設定し、北千葉広域水道企業団への委託による水質検査を行い、安全な水作りに万全を期しております。

なお、水道法に定められた「水質基準項目」に加え、より質の高い水道水とするための指標となる「管理目標設定項目」や「農薬類」についても検査を実施しております。

◆水質検査の充実◆

水道法に定められた水質検査及び「管理目標設定項目」や「農薬類」について、下表水質検査計画のとおり実施します。

なお、検査項目には、有機フッ素化合物の一種（PFOS・PFOA）が含まれております。

水質検査計画

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
原水	表流水	B.J.L	B.G	B.I	B.J.K.L	B.I	B	B.J.L	B.G	B	B.J.L	B	B
	地下水	D.L	D	D.E.I	B.K.L	D.I	D	D.L	D	D	D.L	D	D
浄水	上花輪浄水場	J	J	J	J	J	J	J	J	J	J	J	J
	上花輪浄水場系	A	C.M	C	A	C	C	A.M	C	C	A	C	C
	東金野井浄水場系	A	C.M	C	A	C	C	A.M	C	C	A	C	C
	中根配水場系	A	C.M	C	A	C	C	A.M	C	C	A	C	C
	木間ヶ瀬浄水場系	A	C.M	C	A	C	C	A.M	C	C	A	C	C
	桐ヶ作配水場系	A	C.M	C	A	C	C	A.M	C	C	A	C	C

記号説明

- A = 浄水基準全 51 項目

B = 原水基準全 39 項目

C = 浄水基準 25 項目

D = 原水基準 37 項目

E = 管理目標設定項目原水 19 項目

F = 管理目標設定項目浄水 9 項目（E に含まれる）

G = 管理目標設定項目原水 14 項目
- H = 管理目標設定項目浄水 9 項目（G に含まれる）

I = 農薬類（118 項目）

J = クリプトスポリジウム

K = モリブデン

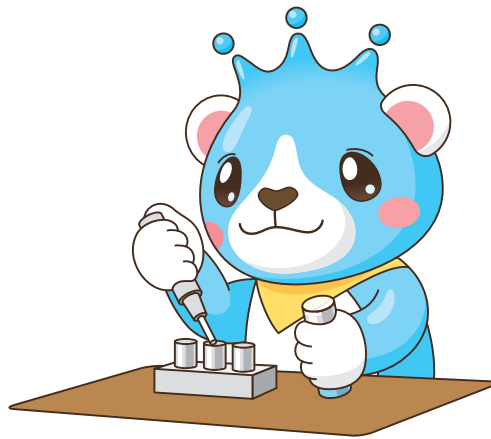
L = 嫌気性芽胞菌

M = 管理目標設定項目浄水全 23 項目

◆水質検査協力体制の強化◆

共同水質検査以外に、消毒副生成物であるトリハロメタンの監視を図るため、北千葉広域水道企業団との協力体制の強化を図ります。

目標項目	・ 検査協力体制による水質検査の実施										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度
	毎年6月から9月までの間に水質検査を実施										



◆水質検査機器の整備◆

水質基準項目の追加等があった場合には、基準に対応できる水質検査機器を速やかに整備します。

また、水質分析精度の維持確保のために、水質検査機器の保守及び更新を計画的に実施します。

目標項目	・ 水質検査機器の整備、更新の実施										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度
	検査機器の保守点検の徹底と計画的な更新を実施										

主要施策③：安全でおいしい水の供給持続

「おいしい水」とは、味覚そのものに加えて二オイも一緒に感じていて、おいしさの個人差は、とても大きいものです。

「おいしい水」の要件として、昭和60年に厚生省(当時)の「おいしい水研究会」が、一応の目安として水質的な要件を取りまとめております。

本市においても「おいしい」とされる水質目標値を設定し、その実現に取り組みます。

◆おいしい水づくり計画◆

「おいしい水研究会」及び他の事業者が示した「水質目標値」を参考に、本市独自の「おいしい水の水質目標値」を設定し、より安全でおいしい水道水の供給に取り組みます。

「おいしい水研究会」の水質項目及び水質基準

水質項目	水質基準	野田市の基準
1. 蒸発残留物	30～200 mg/L	同左
2. 硬度	10～100 mg/L	同左
3. 遊離炭酸	3～30 mg/L	同左
4. 過マンガン酸カリウム消費量	3 mg/L 以下	1.5 mg/L 以下
5. 臭気強度	3 以下	1 以下
6. 残留塩素	0.4 mg/L 以下	同左
7. 水温	20℃以下	同左

本市独自の「おいしい水の水質目標値」

水質項目	水質基準	令和2～6年度 5年間	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度
1. 蒸発残留物	30～200 mg/L											
2. 硬度	10～100 mg/L											
3. 遊離炭酸	3～30 mg/L	100%維持										
4. 過マンガン酸 カリウム消費量	1.5 mg/L 以下											
5. 臭気強度	1 以下											
6. 残留塩素	0.4 mg/L 以下	水道末端塩素濃度（残留塩素濃度）を 0.1 mg/L 以上保持するため 場所により 0.4 mg/L を超える場合がある										
7. 水温	20℃以下	気温の変化により配水管内の水温が 20℃を超える場合がある										

主要施策④：トリハロメタン低減化対策

トリハロメタンは、消毒に用いる塩素と原水中の有機物が反応してできる物質で、クロロホルム、ブロモジクロロメタン、ジブロモクロロメタン及びブロモホルムの各濃度の合計を総トリハロメタンと呼びます。

なかでもクロロホルムは発がん性物質であることが明らかとなっておりますが、水質基準では生涯飲み続けても人体に影響がないレベルをもとに設定されております。

引き続き、トリハロメタンの監視を続けるとともに、トリハロメタンが発生しにくい対策の実施を含め、トリハロメタン低減化を図る取組を実施します。

◆浄水処理用薬品の改善による江戸川原水の有機物除去率の向上◆

上花輪浄水場においては、平成29年度から浄水処理用薬品を変更したことにより、それまで使用していた浄水処理に比べ有機物除去率が向上したことに加え、薬品費も40%削減となったため継続して実施します。

目標項目	・現在の浄水用薬品による浄水処理の継続実施										
年次計画	令和2~6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	継続実施 →		上花輪浄水場の 浄水機能廃止	上花輪浄水場の浄水機能廃止により浄水処理用薬品は不要							

◆中間塩素処理による塩素注入率の低減化◆

上花輪浄水場における浄水処理方法として、平成27年度より新たに実施した中間塩素処理により水道水の水質が向上しています。

今後も中間塩素処理を継続するとともに、後次亜塩素の注入率の低減化を図ります。

目標項目	・後次亜塩素注入率10%低減の実施										
年次計画	令和2~6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	継続実施 →		上花輪浄水場の 浄水機能廃止	上花輪浄水場の浄水機能廃止により浄水処理用薬品は不要							

◆トリハロメタン低減化の実施◆

配水管路末端の残留塩素濃度を注視するとともに、浄水・配水場の塩素注入量の低減により、トリハロメタン低減化を図る取組を実施します。

目標項目	・ 総トリハロメタン最大濃度の水質基準値を 0.05 mg/ℓ以下とする ※国が定める総トリハロメタン濃度水質基準値＝0.1 mg/ℓ以下										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	最大濃度水質基準値 0.05 mg/ℓ以下を維持										

◆ドレン作業等によるトリハロメタンの低減化対策◆

水道水の停滞時間が長いほどトリハロメタン濃度が上昇する傾向にあるため、行き止まり管路について排泥栓からのドレン作業を定期的の実施し、トリハロメタン濃度の低減化を図ります。

目標項目	・ ドレン作業箇所の設定 ・ 計画的なドレン作業を実施										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	毎年 月 1 回以上実施										

主要施策⑤：水安全計画の適切な運用

水安全計画は、水源から給水栓に至るまでの各過程において、想定される様々なリスクを分析・評価し、リスクごとに必要となる対策を講じ、安全な水を確実に供給する総合的な水質管理システムで、常に信頼性の高い水道水を供給し続けるための水道システム全体を包括する計画であり、安全性の向上、維持管理の向上・効率化等の効果が期待されます。

本市では、水安全計画を平成28年度に策定し運用しておりますが、水安全計画の実施状況について毎年検証を行い必要に応じて見直しを行うとともに、国土交通省の「水安全計画策定ガイドライン」の改正に合わせた見直しも実施します。

◆水安全計画の運用◆

水安全計画の適切な運用により水質管理体制が強化され、水質リスクを伴う多様な事態に対して迅速かつ柔軟に対応します。

目標項目	・水安全計画の評価の実施率（評価実施浄水場/全浄水場数）										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	100%の維持										



本市では、表流水を水源とする上花輪浄水場と地下水を水源とする東金野井浄水場ごとに水安全計画を策定しています。

※中根浄水施設は施設の稼働に合わせて策定します。

第6章 基本目標実現のための主要施策

水の流れ	水源管理	浄水管理	給・配水管理	水質管理
想定される 様々なリスク	油流出などによる 水質汚染	老朽化などによる 設備機器の故障	地震などによる 水道管の破損	停滯水による 残留塩素濃度の低下

リスクを分析	①発生頻度			②影響程度		
	分類	内容	頻度	分類	内容	説明
	A	滅多に起こらない	10年以上に1回	a	取るに足らない	利用上の支障はない
	B	起こりにくい	3～10年に1回	b	考慮を要す	不満を感じるが、別の飲料水を求めるまでには至らない
	C	やや起こる	1～3年に1回	c	やや重要	利用上の支障があり別の飲料水を求める
	D	起こりやすい	数ヶ月に1回	d	重要	健康上の影響が現れるおそれがある
	E	頻繁に起こる	毎月	e	甚大	致命的影響が現れるおそれがある

リスクレベル				影響程度				
				取るに足らない	考慮を要す	やや重要	重要	甚大
				a	b	c	d	e
発生頻度	頻繁に起こる	毎月	E	1	4	4	5	5
	起こりやすい	数ヶ月に1回	D	1	3	4	5	5
	やや起こる	1～3年に1回	C	1	1	3	4	5
	起こりにくい	3～10年に1回	B	1	1	2	3	5
	滅多に起こらない	10年以上に1回	A	1	1	1	2	5

対応方法の 決定	リスクレベル1	設備点検・修理・貯水槽清掃
	リスクレベル2	施設点検・修理・適切な薬品注入・活性炭注入・管洗浄
	リスクレベル3	情報収集・適切な薬品注入・活性炭注入・取水停止
	リスクレベル4	取水停止など
	リスクレベル5	給水停止など

◆水安全計画の見直し◆

上花輪浄水場・東金野井浄水場別に策定した水安全計画について、危害原因事象の発生頻度による水質監視体制や浄水処理方式の変更等に応じて見直しを実施します。
なお、中根浄水施設は施設の稼働に合わせて策定し実施します。

目標項目	・水安全計画の見直しの実施										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	評価・検証を毎年実施し適宜見直しを行う										
											

主要施策⑥：安全で良質な水質の確保

安全で良質な水道水を供給するためには、浄水場から蛇口までの水道管内の水質管理が重要となります。

管内に留まる時間が長い停滞水ほど、消毒効果の低下や経年化した管路からの濁水の発生等、水質への影響があります。

また、管布設後、長期間経過した水道管は、管の内面の鉄錆等により濁り水が発生することがあります。

そのため、停滞水の除去や洗管作業等を計画的に実施し、良質な水質の安定確保に努めます。

◆水道末端水質の管理◆

各浄水・配水場の給水区域末端の市内5地点の給水栓において水質検査計画で定める水質検査を引き続き実施し、基準値以内の安定した水質を維持します。

目標項目	・水質検査計画における水質管理の徹底 ※水質検査計画＝安全「主要施策②水質検査の充実と強化」を参照										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	水質検査計画に基づき毎月実施										
											

◆行き止まり管路の水質向上策の強化◆

行き止まり管路について排泥栓からのドレン作業を定期的の実施し、良質な水質の確保に努めます。

目標項目	・ドレン作業箇所の決定 ・計画的なドレン作業の実施										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	毎年1回以上実施										
											

◆計画的な洗管作業による水質向上策の強化◆

停滞しやすい管路の水質向上のために、末端に近い有効な地点からの洗管作業を計画的に実施します。

目標項目	・ 洗管作業給水ブロックの決定 ・ 計画的な洗管作業の実施										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	毎年1回以上実施										
											

主要施策⑦：分かりやすい水質情報の提供

市民にとって関心の深い水質検査結果について、水質検査の検査内容・頻度等を定めた「水質検査計画」を策定し、ホームページで公表します。

また、「水質検査結果」についてもホームページで公表し、水道利用者の皆様に分かりやすい情報提供に努めます。

◆水質検査計画の策定と公表、水質検査結果の公表◆

毎年度の水質検査計画の策定及び水質検査結果について「水質試験年報」を作成しホームページで公表します。

目標項目	・水質検査計画の策定と公表 ・水質検査結果について「水質試験年報」の作成と公表										
	令和2～6年度 5年間	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度
年次計画	水質検査計画の策定と公表を毎年実施										
	水質試験年報の作成と公表を毎年実施										



主要施策⑧：給水装置工事施行基準の周知徹底

給水装置工事は、給水管の取出し等で水道管を損傷させないこと、使用者への給水に不具合を生じさせないこと、水質を確保し公衆衛生上の問題を起こさせないことなどから、適切な施工が求められます。

このため、給水装置工事や給水装置の不具合等、宅内の水道に関する工事は本市指定の給水装置工事事業者でなければ実施することができません。給水装置工事の審査や検査に当たっては、野田市給水装置工事施行基準に照らし合わせ、給水装置の設計と施工が適正に行われるよう指導を行います。

また、定期的に指定給水装置工事事業者への研修会を開催し、野田市給水装置工事施行基準の周知を図ります。

◆野田市給水装置工事施行基準に基づいた施工業者への指導◆

申請から竣工までの施工に係る必要な事項を定めた野田市給水装置工事施行基準の遵守及び周知について強化を図り給水装置工事の事故防止に努めます。

目標項目	・給水装置工事の審査及び承認時において指導を行う										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	審査及び承認時に指導を実施										

◆指定給水装置工事事業者に対する定期的な研修会の開催◆

給水装置工事の事故防止及び誤接続等の不正工事による水質事故防止について、定期的な研修会を開催します。

目標項目	・5年に1回の指定給水装置工事事業者の更新時に実施										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	指定給水装置工事事業者の更新時に実施										

◆指定給水装置工事事業者の登録情報の提供◆

市民の皆様が利用しやすいように、最新の野田市指定給水装置工事事業者の登録情報をホームページにおいて提供します。

目標項目	・新規に登録となった場合及び登録内容に変更等があった場合、迅速に公表										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	最新情報の提供										

(2) 適切な水源保全の推進

主要施策⑨：受水量割合増加の検討

上花輪浄水場の水源である江戸川は、流域における都市化の影響により、夏季においては消毒副生成物の前駆物質やかび臭、冬季においてはアンモニア態窒素等の濃度が上昇することがあります。

これらの水質に対して、北千葉広域水道企業団の高度浄水処理方式は、現在の上花輪浄水場の処理方式に比べ、特に消毒副生成物やかび臭物質に対する大幅な水質改善が図れます。

また、令和2年度稼働のハッ場ダム、令和9年度稼働予定の思川開発により権利水量が増え、上花輪浄水場における浄水費用より安価な北千葉広域水道企業団の受水量を権利水量限度まで増量することにより、水質及び水量の安定が図れます。さらに、浄水量低下による浄水費低減も図れます。

これらのことを踏まえ、北千葉広域水道企業団からの受水量を増量することを検討します。

◆北千葉受水量増量の検討◆

水源水量の安定的確保として、北千葉広域水道企業団からの受水は水質・水量的にも合理的で有効な手段であるため、受水量割合の増加を検討します。

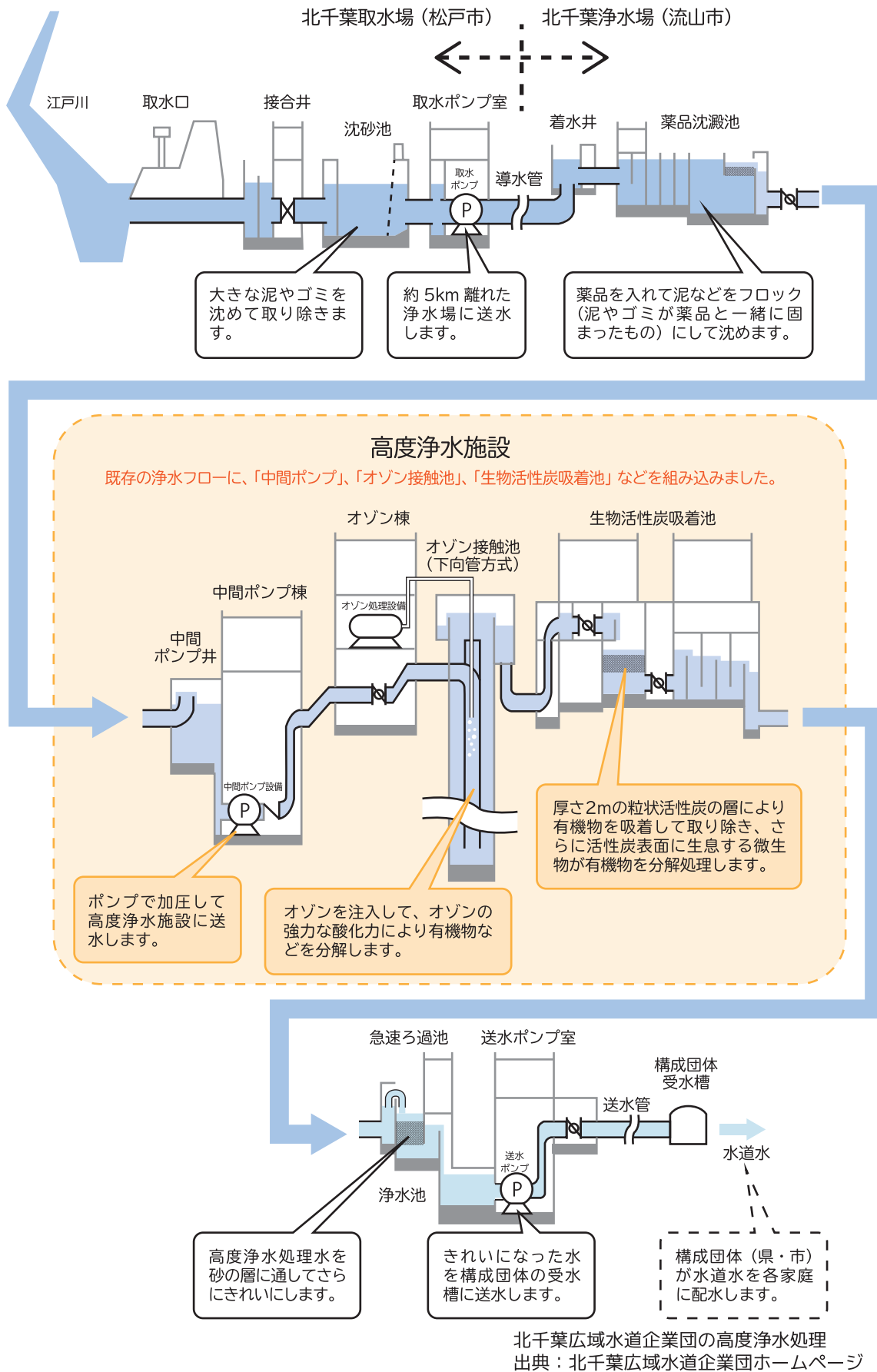
目標項目	・ 需給バランスを検証、分析し結果に基づき受水量割合を検討 (北千葉受水量の割合 令和5年度実績約 92.5%)										
	令和2~6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
年次計画											
	受水量割合の検討 16年度までに受水割合を95%以上とする										
	北千葉協定水量 43,400 m ³ /日			9年度から 北千葉協定水量 45,600 m ³ /日 (予定)							

◆上花輪浄水場の取水及び浄水機能の廃止時期の検討◆

老朽化が進む上花輪浄水場については、国土交通省江戸川河川事務所が令和8年度から堤防改修事業を行う予定のため、その事業に合わせ取水管を撤去し同時に浄水機能を廃止し、配水専用施設として再構築しコスト削減に努めます。

目標項目	・ 上花輪浄水場の浄水機能は堤防改修事業に合わせて令和 8 年度に廃止する。なお、配水専用施設として令和 6 年度から令和 10 年度で再構築する										
年次計画	令和 2～6 年度 5 年間	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度	令和 16 年度
	上花輪浄水場の浄水施設の廃止時期の検討		上花輪浄水場の 浄水機能廃止								
				取水管撤去工事							
	6 年度から配水専用施設として再構築					配水専用施設として運用					

北千葉広域水道企業団高度浄水処理方式フロー図



(3) 安全対策の強化

主要施策⑩: セキュリティ対策の充実等

現在、上花輪浄水場に各浄水・配水場の施設稼働情報や監視カメラ情報等の各種情報が集中しており、水道部職員が勤務している中根配水場に転送していることにより、情報の遅れや転送するための費用面での非効率化が見えてきました。

このため、上花輪浄水場を配水専用施設へと再構築することに伴い、各種情報を中根配水場にて一元管理し、迅速な応答性の確保とセキュリティ管理のレベルアップを図り、安全対策の向上に努めます。

また、現在は上花輪浄水場に常駐している運転委託業者を中根配水場に再配置を行い、水道部との迅速な連携を実現します。

◆各種情報を中根配水場で一元管理◆

上花輪浄水場で集中監視している各種情報及び施設運転管理業務を上花輪浄水場の配水専用施設への再構築が進んだ段階で中根配水場に移し、一元管理を進めます。

目標項目	・ 上花輪浄水場の配水専用施設への再構築が進んだ段階でセキュリティの一元管理を実施										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	一元管理の検証・準備・工事					運用					

◆運転管理の安全性の強化◆

各種情報を中根配水場で一元管理し、運転管理の安全性を向上させます。

目標項目	・ 安全性の強化										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	安全性の強化検証・準備・工事					適切な運用					

(4) 小規模貯水槽水道の適正管理と直結給水方式の普及

主要施策⑪：小規模貯水槽水道の適正管理

貯水槽水道の管理は設置者に委ねられております。有効容量が10 m³ を超える貯水槽は、水道法で簡易専用水道と規定され年1回の清掃と定型的な検査が義務付けられております。(水道法第34条の2、同法施行規則第55条)

貯水槽容量が10 m³ 以下の小規模貯水槽水道は水道法による規制はありませんが、「野田市水道事業給水条例」により、水道法に準じた管理と検査を求めています。

引き続き、環境保全課との連携を図りながら、適正な管理が遂行されるよう設置者や管理責任者への指導・助言を徹底します。

◆設置者や管理責任者への指導・助言の徹底◆

小規模貯水槽水道の管理状況の把握、貯水槽水道の検査、点検、清掃及び異常時の対応等について、設置者や管理責任者への指導・助言を徹底します。

目標項目	・ 小規模貯水槽水道約 300 件に対して指導、助言の徹底										
年次計画	令和2~6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
		実施		実施		実施		実施		実施	
	隔年で対象者全件に実施										

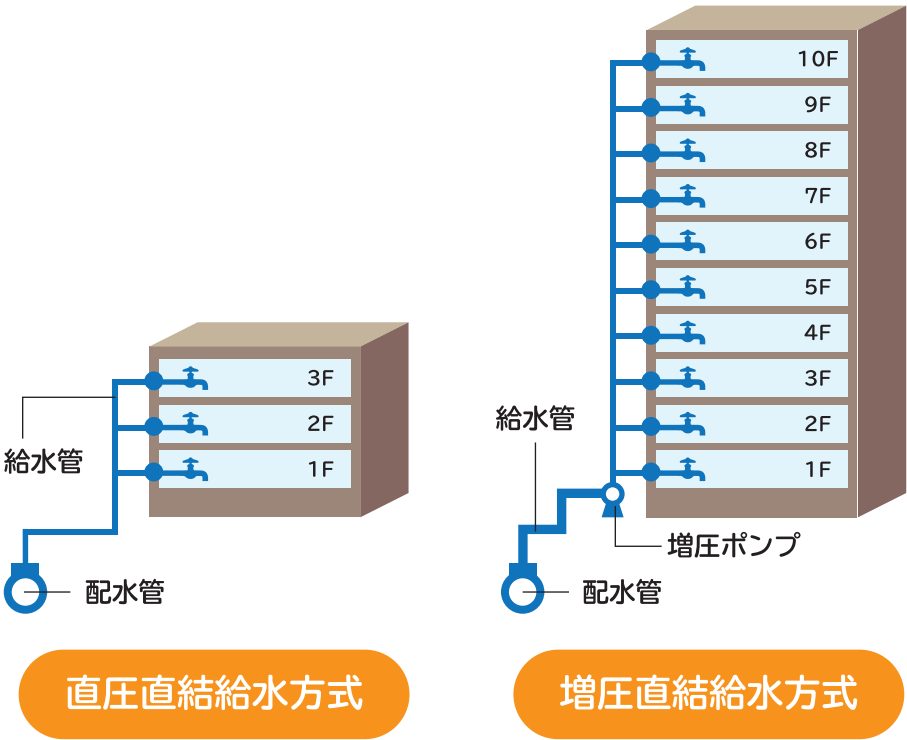


主要施策⑫：直結給水方式の普及・PR

小規模貯水槽水道や貯水槽水道における受水槽・高架水槽の衛生管理が適正に行われない場合、衛生面における問題発生のおそれがあります。

貯水槽を使わず給水する直結給水により、衛生面の問題は確実に解消されること及びおいしい水を直接お届けできることから、直結給水の普及に取り組みます。

また、設置者が目的・ニーズに合った給水方式を選択できるよう直結給水のPRを行います。



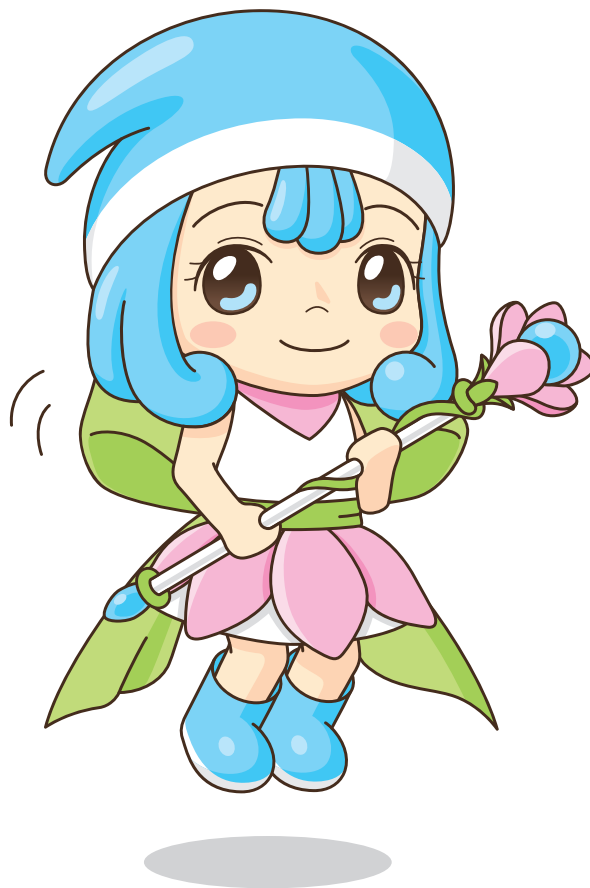
◆直結給水方式のPR◆

ホームページや市報により、直結給水方式のPRを積極的に行います。

目標項目	・ホームページや市報により直結給水方式のPRを実施										
	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
年次計画	ホームページへは継続掲載										
	市報掲載は状況を踏まえ適宜掲載										

持 続

健全かつ安定的な事業運営及び水道サービスの
【持続】可能な水道



野田の
みずかちゃん

6. 2 健全かつ安定的な事業運営及び水道サービスの【持続】可能な水道

施策方針	主要施策	
	具体的な取組	
(1) 経営基盤の強化と業務の効率化	① 水道料金の継続的な検証……………75	基本料金及び従量料金の検証
	② 漏水防止対策と有収率の向上……………76	効果的な漏水調査の実施 老朽管布設替の推進による漏水防止対策
	③ 未普及地域の解消と普及率の向上……………78	水道接続促進の強化 自家用井戸から水道への転換促進 要望による配水管布設事業の継続実施 要望による共同管布設事業の継続実施
	④ 民間活力の推進……………80	ワンストップサービスの実施 デザインビルド方式の検討
	⑤ 適正な資産管理……………81	施設情報の電子データ化による資産管理の効率化 アセットマネジメントの見直し及び施設整備計画の運用 資産維持費等に対する財源確保
	⑥ 生活スタイルに合わせた給水形態の実現……………83	一宅地に複数の給水管取出しの周知
	⑦ 水道事業運営の効率化等の推進に向けた調査・研究……………84	スマートメーターに関する調査・研究 効率性や経済性の高い新技術の調査・研究 広域化の検討
	⑧ 資産の有効活用……………85	広告事業の検討
	⑨ 安定水源の確保……………86	水源（井戸）の運用
(3) 水道施設の最適化	⑩ 浄水・配水場の統廃合等の検討……………88	上花輪浄水場の取水及び浄水機能の廃止時期の検討（再掲 安全：主要施策⑨） 配水池の整備 北千葉広域水道企業団用水受水地点の増加
	⑪ 管路のループ化の促進……………90	ループ化整備箇所の優先順位の決定と整備促進

施策方針	主要施策	
	具体的な取組	
(4) お客様サービスの充実	⑫ 広報活動の充実……………91	デジタルメディアによる各種情報発信の推進 紙媒体による広報の充実 災害時における情報発信力の強化 積極的なPR活動の推進
	⑬ 水道出前教室等の充実……………93	出前教室等の充実 子供の作品コンクールの実施
	⑭ お客様ニーズの把握……………94	アンケート調査の実施 お客様が求めているサービス水準の把握
	⑮ 幅広いサービスの推進……………95	お客様サービスの向上 ワンストップサービスの実施（再掲 持続：主要施策④） お客様センターとの連携の強化
(5) お客様の利便性向上	⑯ 水道料金収納業務の効率化……………97	口座振替、クレジットカード払い、Pay Pay の普及促進 多様な納付方法の検討
	⑰ インターネットによる各種申請・手続等の推進……………98	開栓、閉栓、名義変更等の手続サービスの充実 使用水量、使用料金、契約内容等の閲覧サービスの検討
(6) 人材育成と技術力の強化	⑱ 職員研修等の充実……………99	各種講習会への積極的参加 水質管理研修の実施 人材育成と知識、技術の継承
	⑲ 組織体制の確立……………100	目的を明確にした成果主導型の組織体制の構築 職員定数、組織体制の検討
(7) 環境に配慮した事業運営	⑳ 高効率型設備等の導入……………101	省エネ型設備・機器の導入促進
	㉑ 低公害車・低燃費自動車の導入……………102	公用車への電気自動車、ハイブリッド車等の導入促進

(1) 経営基盤の強化と業務の効率化

主要施策①：水道料金の継続的な検証

水道料金は給水に要する原価を償うものでなければならないものです。

原価を無視した低料金は、水道事業の健全な経営はもとより、現状の維持さえ困難にするばかりでなく、放漫な水使用を助長する結果、給水サービスの全般的な低下を招くことになるため、それ相当の料金設定が必要となります。

3 か年～5 か年で見直しを求められている経営戦略を策定するに当たり、経営努力による支出の抑制を図りつつ水道施設の再構築の推進を図るためには、健全な財務基盤を確保する必要があります。

今後は、料金収入の大幅な増加が見込めない中、水道施設の維持や更新に多額の費用を要することから、財政収支経営の健全化と経費削減により水道事業を遂行するとともに、今後の事業環境に対応した水道料金の公正妥当性について継続的に検証を行います。

◆基本料金及び従量料金の検証◆

北千葉広域水道企業団の水供給単価や社会情勢、近隣市と比較した本市の地域性を極力踏まえた上で、持続可能な健全経営を維持するために「基本料金及び従量料金」の水準を検証し水道料金の見直しを行います。

目標項目	・ 水道料金の継続的な検証										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	検証を踏まえ水道料金の見直し										
											

主要施策②：漏水防止対策と有収率の向上

漏水は、浄水・配水に要する経費が増加するなど、経営効率低下の大きな要因となります。

老朽管が増加する中、有収率の向上を実現するためには、より効率的な取組が求められます。

有収率は、浄水場等から供給した配水量のうち、有収水量と呼ばれる水道料金の徴収対象となった水量の割合を示す百分率で、100%に近づくほど良いとなっております。

このため、漏水等修繕実績の分析・評価を踏まえた効果的な漏水調査の実施、新しい調査手法の検討・導入等により、漏水の早期発見・早期修繕に努め、漏水量を抑制し有収率の向上を図ります。

また、現在取り組んでいる老朽化した配水管及び漏水解消のための配水管の布設替えについては、引き続き実施していきます。

さらに、今後経年となる送水管についても計画的に漏水調査を実施します。

◆効果的な漏水調査の実施◆

過去の発生箇所を地区別、布設年度別等で集計・分析し、漏水調査を計画的に実施することで、漏水の早期発見及び漏水の未然防止に努めます。

目標項目	- 調査区割ブロックの決定 - 調査ブロックを計画的に実施										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	実施										
											
目標項目	新たな漏水調査手法の調査、検討										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	調査・検討	調査結果を踏まえて今後の方向性を決定し実施									
											

◆老朽管布設替の推進による漏水防止対策◆

令和4年度に策定した管路更新計画により老朽化が著しい配水管及び漏水に対応するための配水管の布設替えを実施します。

なお、布設替えにおいては耐震管を採用します。

目標項目	・老朽化した配水管布設替 ・漏水解消のための配水管布設替事業										
年次計画	令和2~6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	老朽管及び漏水解消のための配水管布設替え 整備延長 L=約 5 km/年実施										
											

主要施策③：未普及地域の解消と普及率の向上

水道加入給水希望者からの要望を受け付けた時点から供用開始までの期間を短縮した取組を継続し、未普及地域の解消に努めます。

当該、加入要望は普及率の向上や水需要の増加にも深く寄与することから、毎年11月末までに給水要望の申込みを受けた場合、翌年度中に工事を完了し供用開始ができるように進めます。

なお、市水道部が負担する区分は次のとおりです。

- 1) 自宅前の公道に水道管が入っていない場合は、1軒からの要望でも水道部が配水管の布設工事を行います。
- 2) 自宅前が私道の場合は、土地又は家屋を所有する4軒以上が組合を設立し要望申請すれば、工事費の4分の1を組合が負担していただくことで、水道部が配水管の布設工事を行います。

◆水道接続促進の強化◆

水道給水の要望により配水管の布設工事を行ったものの、水道が未接続の方に対し、戸別訪問や電話により水道接続促進を強化します。

目標項目	・接続していない家庭へ年1回、訪問、電話により加入促進										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	年1回、訪問・電話により加入促進を継続実施					加入率 70%目標	継続実施				加入率 80%目標
											

◆自家用井戸から水道への転換促進◆

自家用井戸を利用している住宅を対象に、水道への加入促進に取り組みます。

目標項目	・イベントやホームページ等で加入促進を実施										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	加入促進を毎年実施										
											

第6章 基本目標実現のための主要施策

◆要望による配水管布設事業の継続実施◆

水道給水要望者に対する配水管布設整備については、待機期間短縮の取組を継続実施し、ホームページ等によるPRを行います。

目標項目	・ホームページの継続掲載により給水要望者に対する取組事業のPRを実施 ・市報掲載については状況を踏まえ適宜PRを実施										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	ホームページへの継続掲載										
	市報掲載は状況を踏まえ適宜実施										
目標項目	・要望に基づく配水管布設事業の実施										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	要望見込み L=10 km					L=5 km					

◆要望による共同管布設事業の継続実施◆

水道給水要望組合に対する配水管布設整備についての取組を継続実施し、ホームページ等によるPRを行います。

目標項目	・ホームページの継続掲載により給水要望組合に対する取組事業のPRを実施 ・市報掲載については状況を踏まえ適宜PRを実施										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	ホームページへの継続掲載										
	市報掲載は状況を踏まえ適宜実施										
目標項目	・要望に基づく配水管布設事業の実施										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	要望見込み L=1 km					L=500m					

主要施策④：民間活力の推進

これまで、経営の効率化を図るために浄水場運転管理業務、水道料金等徴収業務及び給水装置管理業務については個別委託により民間委託を実施してきました。

制度的に支障がなく民間企業でもできるもの、民間活力を活用した方が効果的・効率的なものについては、費用対効果や品質確保等を見極めた上で、積極的な民間活用を図ります。

また、既に民間活用が図られている業務についても、更なる効率化や民間事業者のノウハウの活用・参入機会の提供拡大等の観点から委託業務の範囲及び内容等について見直しを行い、契約内容や契約方法の改善を図ります。

なお、水道法改正による民営化（コンセッション方式）は行わず、公営水道事業運営を継続します。

◆ワンストップサービスの実施◆

検針・開閉栓・水道料金収納及び相談窓口等の業務委託に、埋設管照会・給水工事申請受付等の給水装置管理業務を加えたワンストップサービスを実施し検証後、今後の方向性について検討し実施します。

目標項目	・ワンストップサービスの実施										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	ワンストップサービスを実施し検証後今後の方向性について検討し実施			継続実施				継続実施			
	→			→				→			

◆デザインビルド方式の検討◆

浄水・配水場の施設、設備の改築工事に伴う設計及び施工の一括発注（デザインビルド）方式の検討を行います。

目標項目	・デザインビルド方式の検討										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	適宜実施										
	→										

主要施策⑤：適正な資産管理

水道水を安定的に供給するためには、取水・浄水・配水施設の水道施設の全てが、適切な維持管理の下に機能が発揮されることで、安全な水の供給が可能となります。

施設の健全性を維持するためには、アセットマネジメント手法を活用した効率的かつ、計画的な施設の更新が必要となります。

そのため、使用可能年数によるアセットマネジメント手法を活用し、資産管理と中長期的な財政収支見通しの把握により、事業費の平準化を図り、持続可能な事業運営を推進します。

また、資産を管理する上で必要となる維持費については、更新需要をコントロールする取組を図り、資産維持費に対する財源の安定的確保に努めます。

◆施設情報の電子データ化による資産管理の効率化◆

保有する固定資産の更新や修繕情報を一元化した水道施設台帳の電子データ化により、効率的な資産管理を図ります。

目標項目	・施設台帳に基づく効率的な資産管理										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	効率的な資産管理の実施										

◆アセットマネジメントの見直し及び施設整備計画の運用◆

アセットマネジメントの見直しを行い、中長期的な財政収支見通しに基づいた施設整備計画を運用し、施設の重要度・老朽度に応じた計画的な整備の実施を行います。

目標項目	・アセットマネジメントの見直し及び施設整備計画の運用										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	5年度から計画に基づく施設整備の実施										
	施設整備計画の適宜見直し										

◆資産維持費等に対する財源確保◆

1) 内部留保資金の確保

安定経営及び災害等の非常時への備えのための財源確保及び将来において増加すると見込まれる水道施設の更新需要に対する計画的な整備を図るため、内部留保資金残高を20億円以上確保します。

2) 企業債発行額上限の設定

環境の変化等に伴う事業の推進や、優先的に進めなければならない水道施設の拡充・改良に対する財源としての企業債発行額は、将来の世代に過度な負担を残さないために40億円を上限とします。

目標項目	・内部留保資金を令和16年度末までに20億円以上確保する ・令和16年度までの企業債発行額は40億円を限度とする										
	令和2~6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
年次計画	内部留保資金残高を見据えた事業の推進										20億円以上 留保資金
	更新需要に基づく企業債の発行										40億円以下 発行額



水道は、私たちの快適な暮らしや産業を支える大切な役割を果たしています。

「安全でおいしい水道水を供給するために!」、「いつでもどこでも安定した水道水を供給するために!」、適正な資産管理を行います。

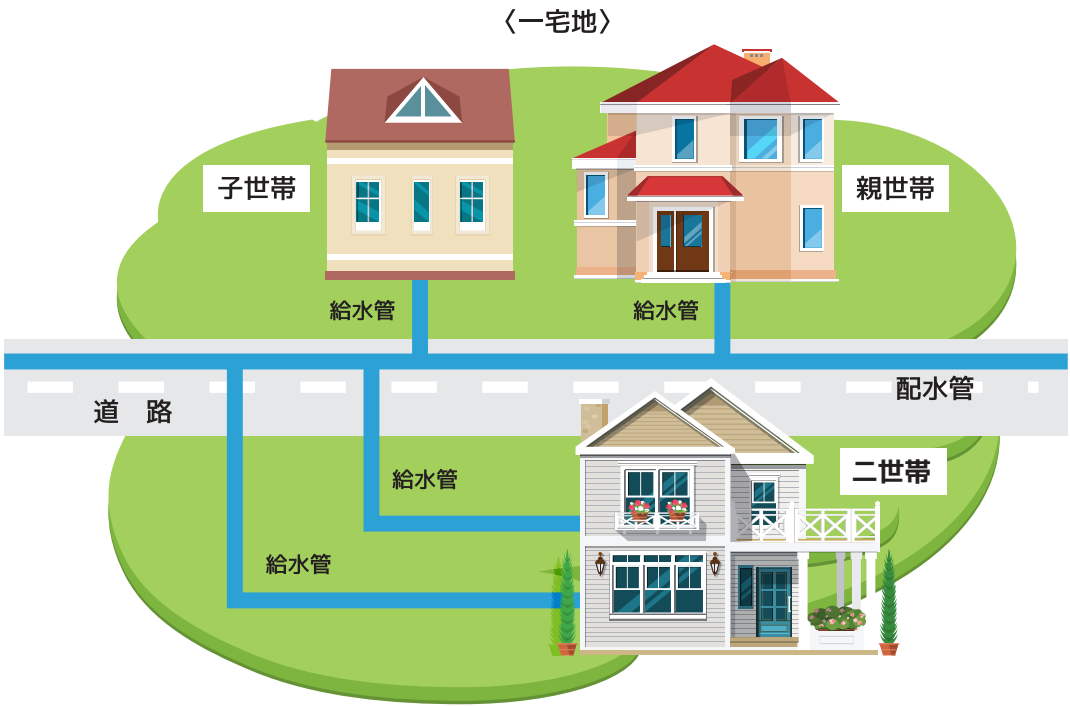
主要施策⑥：生活スタイルに合わせた給水形態の実現

生活スタイルの変化や価値観の変化等に伴い、一宅地に複数の給水管取出しの要望が増えております。お客様の快適性・利便性の向上を図ることを目的に、要望により一宅地に複数の給水管取出しを可能とする取組を進めます。

◆一宅地に複数の給水管取出しの周知◆

二世帯住宅や店舗併用住宅等、水道使用の形態に応じ複数の給水管取出しを可能とする取組を進め、ホームページ等により周知します。

目標項目	・ホームページの継続掲載により周知 ・市報掲載により周知										
	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
年次計画	ホームページへの継続掲載										
	市報掲載は状況を踏まえ適宜掲載										



主要施策⑦：水道事業運営の効率化等の推進に向けた調査・研究

これまでも、無駄を省き効率性を追求してきましたが、老朽化に伴う更新等の加速度的な需要の増大と人口減少に伴う水需要の減少とが相まって、今後ますます経営状況は厳しくなることが確実視されております。

そのため、より効率的、より効果的な水道事業運営を目的として、先進技術を駆使した新技術活用の検討に関する調査・研究を進めます。

◆スマートメーターに関する調査・研究◆

企業と先進自治体が連携し、稼働に向けた実証実験を進めていることから、今後の動向に注視し実現可能性の検証を行います。

目標項目	・スマートメーターに関する調査、研究										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	調査・研究・検証を踏まえ今後の方向性を決定し実施										
											

◆効率性や経済性の高い新技術の調査・研究◆

水道事業に係るICTの調査・研究や効率性・経済性の高い新しい技術の動向を注視し、実現可能性の検証を行います。

目標項目	・ICT等新技術の調査、研究										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	調査・研究・検証を踏まえ今後の方向性を決定し実施										
											

◆広域化の検討◆

千葉県が策定した「千葉県水道広域化推進プラン」に基づき千葉県及び北千葉ブロック（松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市）の自治体と広域化について検討します。

目標項目	・広域化の検討										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
		広域化の検討									
											

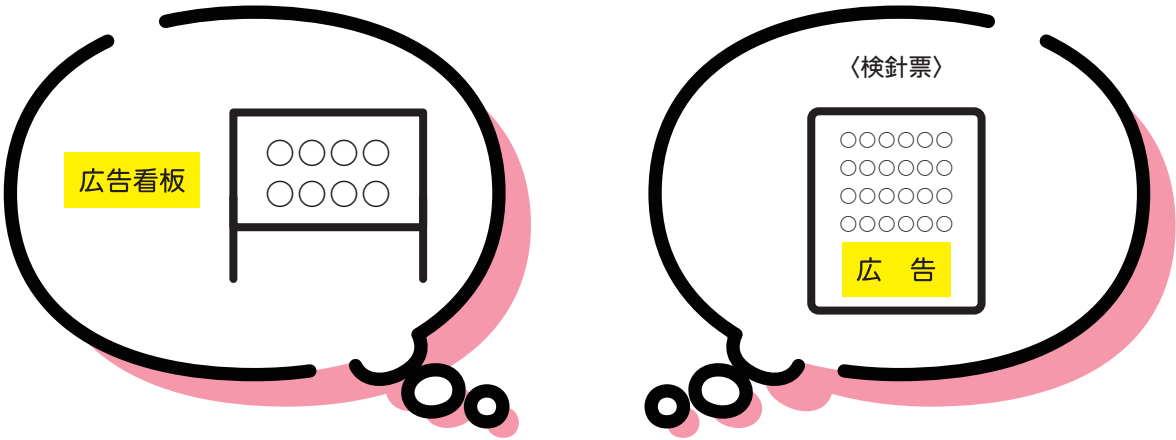
主要施策⑧：資産の有効活用

水需要の減少に伴い、給水収益の増加が見込めないことから、水道事業者が保有する資産を有効活用し、収益確保に取り組めます。

◆広告事業の検討◆

水道部敷地内における広告看板の設置、検針票やリーフレット等の配布物への広告の掲載等、料金等収入以外の収益の可能性について検討します。

目標項目	・ 広告事業の検討										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	検証を踏まえ今後の方向性を決定し実施										



(2) 安定水源の確保

主要施策⑨：安定水源の確保

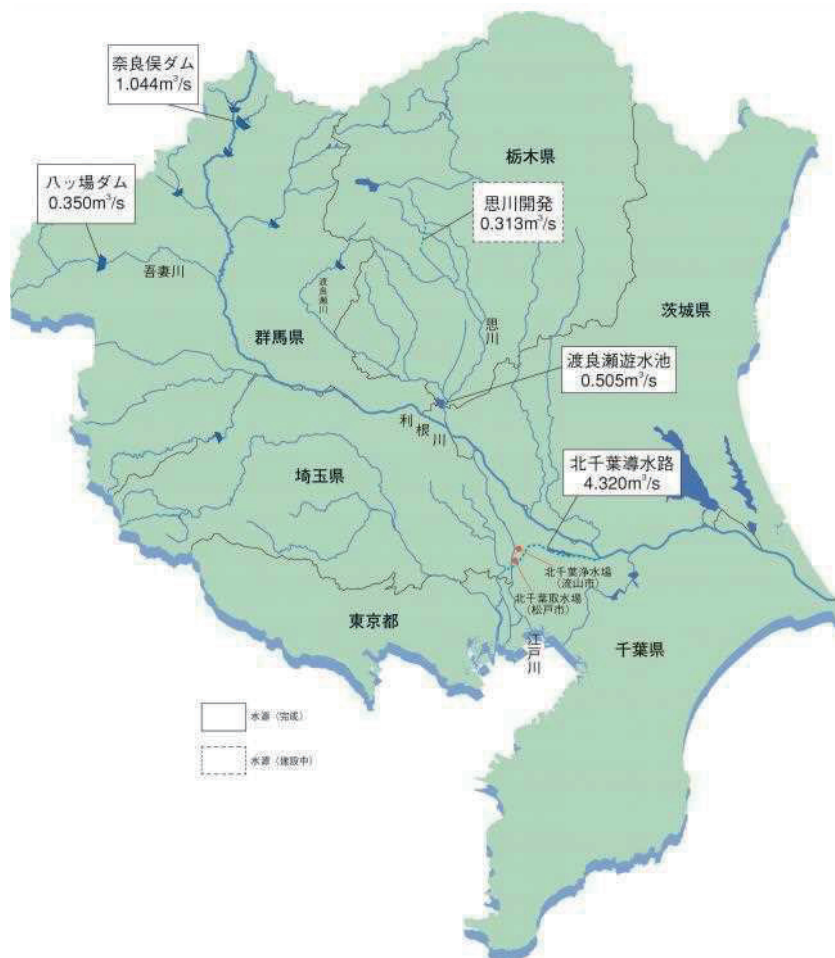
本市の水源は、北千葉広域水道企業団からの受水と自己水の江戸川表流水及び地下水の3通りとなっております。

このうち水源の約92.5%(令和5年度実績)を占める受水先の北千葉広域水道企業団の水源は、北千葉導水路、奈良俣ダム、渡良瀬遊水地です。

このほか、令和2年度稼働のハッ場ダム、令和9年度稼働予定の思川開発が水源となります。

北千葉広域水道企業団からの受水量については、水源水量の安定的確保として、今後、受水量割合の増加を検討していきます。

表流水以外の水源である地下水については、中根配水場へ新規井戸を設置し浄水施設を建設しており、完成後は適切に運用してまいります。



北千葉広域水道企業団の水源
出典：北千葉広域水道企業団ホームページ

◆水源（井戸）の運用◆

運用方法について千葉県との協議を継続実施し新規水源（井戸）の適切な運用を図ります。

目標項目	・ 新規水源（井戸）の適切な運用										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	井戸掘削 ・ 浄水施設工事		適切な運用								
	→		→								

(3) 水道施設の最適化

主要施策⑩：浄水・配水場の統廃合等の検討

これまでも、維持管理経費を含め水道施設の効率化及び将来を見据えた中で浄水・配水施設についての休止を実施してまいりました。

しかしながら、浄水・配水場は、老朽化の進展により電気設備や機械設備の大規模な更新時期が到来します。

今後の水需要の見通しは、節水型機器の普及や生活スタイルの変化に加え、人口減少に伴う水需要の減少は今後も続くと推測され、給水収益の伸びも期待できません。

これらの状況変化に対応するため、本市の将来を見据えて、浄水・配水場施設のダウンサイジング等について検討します。

◆上花輪浄水場の取水及び浄水機能の廃止時期の検討◆(再掲 安全：主要施策⑨)

老朽化が進む上花輪浄水場については、国土交通省江戸川河川事務所が令和8年度から堤防改修事業を行う予定のため、その事業に合わせ取水管を撤去し同時に浄水機能を廃止し、配水専用施設として再構築し、コスト削減に努めます。

目標項目	・上花輪浄水場の浄水機能は堤防改修事業に合わせて令和8年度に廃止する。なお、配水専用施設として令和6年度から令和10年度で再構築する										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	上花輪浄水場の浄水施設の廃止時期の検討		上花輪浄水場の 浄水機能廃止								
				取水管撤去工事							
	6年度から配水専用施設として再構築					配水専用施設として運用					

◆配水池の整備◆

上花輪浄水場の浄水機能を廃止し配水専用施設として再構築することに伴い、水運用効率化の向上を含めた配水池容量及び配水設備等、施設規模を検討し中根配水場等に新たな配水池の整備を検討します。

目標項目	・ 配水池の整備										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	配水池整備の検討						整備計画		配水池の整備		
	→						→		→		

◆北千葉広域水道企業団用水受水地点の増加◆

桐ヶ作配水場は、木間ヶ瀬浄水場からの上水を受水していますが、木間ヶ瀬浄水場の動力費等の軽減や桐ヶ作配水場までの送水を兼ねた配水管路のリスク軽減及び布設替え費用の削減と効率化を図るために、北千葉広域水道企業団から新たな受水地点とする単独送水管整備計画について検討します。

目標項目	・ 桐ヶ作配水場への北千葉送水管整備計画の検討										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	整備計画の検討			検討結果を踏まえ 今後の方向性を 決定し実施			継続実施				
	→			→			→				

主要施策⑪：管路のループ化の促進

現在の配水管は、浄水・配水場の給水区域末端で行き止まりになっている箇所があります。この行き止まりとなっている所では、配管内の水が停滞し水質悪化の原因となります。

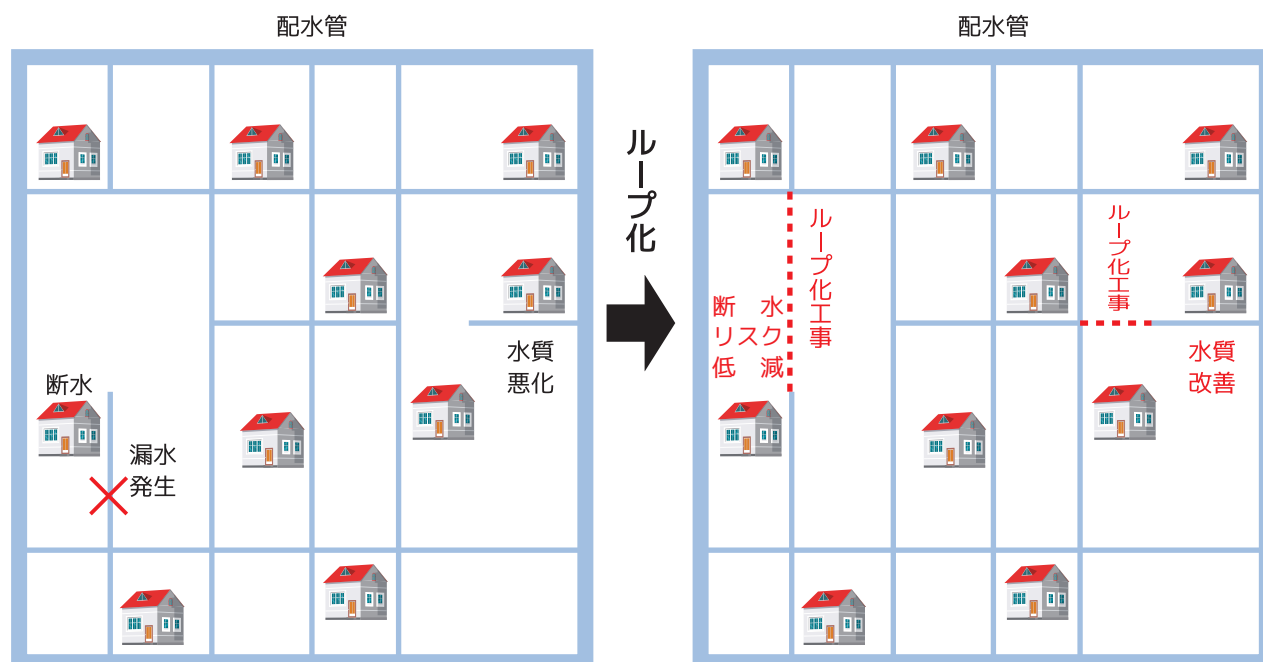
また、配水管が一方通行になっているため、配水管が破損した場合、その給水地域は、断水するリスクがあります。

このため、給水区域内の配水管をループ化することにより、水質の向上、漏水や災害時等による配水管断裂による断水リスクの低減又は回避に加え、更新工事や修繕工事が容易になること、また、水圧不足の解消にもつながることなどから、ループ化を積極的に推進します。

◆ループ化整備箇所の優先順位の決定と整備促進◆

漏水等の災害により断水影響が広範囲になると想定される管網状況を把握し、優先順位の決定によりループ化の整備を継続的に実施します。

目標項目	- ループ化整備箇所の決定及び優先順位の決定 - ループ化、水圧不足解消に基づく配水管の整備										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	見込み整備延長 L=2 km						L=1 km				
	→						→				



(4) お客様サービスの充実

主要施策⑫：広報活動の充実

水道事業に関する知りたい情報、役立つ情報等をより多くの手段で発信します。

このことにより、事業の果たす役割や重要性について、理解を深めていただくこと及び顧客である水道利用者のサービス向上に努め「お客様満足度」の向上に努めます。

情報公開に当たっては、水道部のホームページの特性を生かして、常に最新の情報を迅速に発信するツールとして有効活用を図ります。

さらに市報、水道部専用広報紙、検針票のお知らせコーナー、イベントによる広報、パンフレット等による各種広報活動を「対象」と「手法・媒体」で分類し、分かりやすい広報を目指します。

特に、地震や渇水時等の災害時の対応についての啓発・情報発信を強化します。

◆デジタルメディアによる各種情報発信の推進◆

水質に関する情報や災害への取組状況等、水道利用者の知りたい情報、役立つ情報をホームページでの情報発信に加え、まめメールや SNS 等の情報伝達手段で発信します。

目標項目	・まめメールや SNS 等での情報発信の実施										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	継続実施										

◆紙媒体による広報の充実◆

検針票の通信欄や「水道ご使用のしおり」等を活用するほか、水道部専用広報紙を作成・発行し広報の充実を図ります。

目標項目	・水道部専用広報紙の発行										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	継続実施										

◆災害時における情報発信力の強化◆

ホームページ、防災無線、広報車、自治会回覧等に加え、まめメールや SNS 等で情報発信力の強化に努めます。

◆積極的なPR活動の推進◆

水道週間や消費生活展において、イベント型広報の充実を図り、オリジナルペットボトルの配布や令和元年度に作成したマスコットキャラクターを使用し、水道事業の取組等について積極的なPR活動を行います。



目標項目	・水道週間、消費生活展での積極的なPR活動の実施										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	継続実施										

主要施策⑬：水道出前教室等の充実

水の大切さや水道事業への理解と関心を深めるため、小学生を対象とした水道出前教室の継続に加え、子供の作品コンクールを実施し、水道事業に対する理解の浸透に努めます。

◆出前教室等の充実◆

体験型実験や映像・写真等を最大限活用し、視覚面に重点を置いた出前教室の充実を図ります。

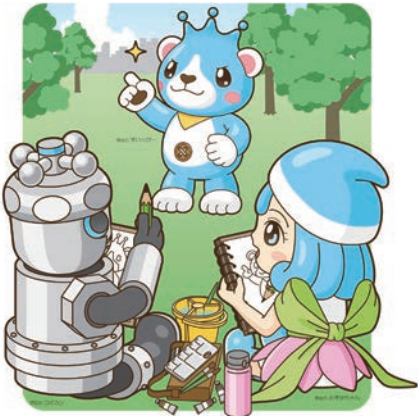
また、北千葉広域水道企業団の施設見学を希望する学校（小学4年生を対象）に対し、当企業団及び市教育委員会と連携し企画します。

目標項目	・ 出前教室等を毎年9校目標に実施										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	継続実施										

◆子供の作品コンクールの実施◆

小学生を対象とした子供の作品コンクールを市教育委員会と連携して実施します。
なお、提出いただいた作品は、水道事業運営審議会委員の方々に各賞を決定していただきます。

目標項目	・ 子供の作品コンクールを年1回実施										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	継続実施										



主要施策⑭：お客様ニーズの把握

日々の業務の中でお客様の声を大切にし、ニーズを把握するとともに、定期的なアンケート調査を実施することにより必要な業務改善に取り組み、お客様サービスの充実を図ります。

また、出前教室や各種イベント等も含め、あらゆる機会を通じてお客様のニーズを把握し、お客様の視点に立った事業運営を進めます。

◆アンケート調査の実施◆

各種イベント及び事業見直しの参考とするための定期的なアンケートを実施し、水道事業に対する意見・要望等を的確に捉え、お客様の視点に立った事業運営を進めます。

目標項目	・ 無作為抽出 3,000 世帯を対象としたアンケートを 5 年に 1 回実施											
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度	
	4 年度 実施			実施			継続実施					
目標項目	・ アンケート内容を分析し活用について検討する											
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度	
	アンケート実施後、内容の分析及び活用の検討											

◆お客様が求めているサービス水準の把握◆

水道部に寄せられる市政メールや市長への手紙、電話による問い合わせ、苦情等の情報を整理して、お客様が求めているサービス水準を把握します。

主要施策⑮：幅広いサービスの推進

お客様窓口対応マニュアルにより、職員にはお客様に対する適切なビジネスマナーを身に付けることを徹底させ、的確かつ柔軟なサービスの提供を図るとともに、業務マニュアルによる更なるお客様サービスの向上や利便性の向上を図りサービスの推進に取り組みます。

◆お客様サービスの向上◆

お客様窓口対応マニュアル及び業務マニュアルに基づき、お客様へのきめ細やかな対応に努め、サービス向上を図ります。

目標項目	・各マニュアルに基づくサービス向上										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	継続実施										

◆ワンストップサービスの実施◆(再掲 持続：主要施策④)

検針・開閉栓・水道料金収納及び相談窓口等の業務委託に、埋設管照会・給水工事申請受付等の給水装置管理業務を加えたワンストップサービスを実施し検証後、今後の方向性について検討し実施します。

目標項目	・ワンストップサービスの実施										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	ワンストップサービスを実施し検証後今後の方向性について検討し実施	継続実施						継続実施			

◆お客様センターとの連携の強化◆

お客様センターと毎月1回以上の会議を開催しお客様センターと水道部との連携の強化に努め、お客様の利便性向上を図ります。

目標項目	・お客様センターと毎月1回以上の会議を開催し連携の強化を図る										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度
	毎月1回以上の会議を開催し連携の強化を図る										

(5) お客様の利便性向上

主要施策⑯：水道料金収納業務の効率化

現在、行っております口座振替、クレジットカード払い、コンビニエンスストア払い、PayPayによる水道料金収納方法に加え、政府が掲げているeLTAX（地方税ポータルシステム）の導入等、多様な納付方法の検討を行い、利便性の向上を図ります。

◆口座振替、クレジットカード払い、PayPayの普及促進◆

現金による支払の手間をなくし、収納率の向上にも効果があることから、ホームページや「水道ご使用のしおり」、窓口等を通して普及促進を図ります。

目標項目	・ 毎年 1,500 件を目標として口座振替、クレジットカード払い、PayPay の普及促進										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	普及促進の実施										

◆多様な納付方法の検討◆

eLTAX（地方税ポータルシステム）等、多様化していく納付方法の導入について継続的に検討します。

目標項目	・ 多様な納付方法の検討										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	調査・検討し実施										

主要施策⑰：インターネットによる各種申請・手続等の推進

インターネットによる手続や必要な情報収集等が、日時・昼夜を問わず簡単にできる時代となり日常生活の中に浸透してきております。

今後、ますますインターネットによる情報のやり取りが活発化していくことは確実となる状況を踏まえ、公営企業においても時代に即した利便性の向上を図るため、現在実施しているインターネットによる手続サービスの検証を継続しつつ、水道使用料等の情報を取得できるサービスについてもお客様ニーズを把握しながら導入について検討します。

◆開栓、閉栓、名義変更等の手続サービスの充実◆

令和元年度から開始したインターネットによる水道使用開始及び中止等手続の受付に加え、お客様ニーズを把握しながら、利便性の向上とサービスの拡充を図ります。

目標項目	・ インターネットによる水道使用開始、中止等の手続										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	継続実施										
目標項目	・ お客様ニーズの把握										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	継続実施										

◆使用水量、使用料金、契約内容等の閲覧サービスの検討◆

インターネットを活用して、水道料金や使用量、検針情報等の履歴照会のためのWEB会員サイト等の導入を検討します。

目標項目	・ 閲覧サービスの検討										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	調査・検討			検討結果を踏まえ今後の方向性を決定し実施							

(6) 人材育成と技術力の強化

主要施策⑱：職員研修等の充実

多様化・高度化する水道の諸課題に的確に対応して行くためには、水道施設の運営に対する知識や企業経営に対する知識等、高いスキルが求められています。

経営感覚を兼ね備えた職員の育成を重視し、次世代への持続可能な水道運営の継承を図ります。

また、多様化するお客様ニーズへの対応や災害等の緊急時に速やかに対処するため、幅広い知識と対応能力の向上等、職員の資質向上を目的とする研修を積極的に取り入れ、人材育成を図ります。

◆各種講習会への積極的参加◆

日本水道協会主催の研修会を始め、幅広い知識と対応能力の向上等、職員の資質向上を目的とする研修を積極的に取り入れ、人材育成を図ります。

目標項目	・ 毎年、各種講習会に1名以上参加										
年次	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
計画	継続実施										

◆水質管理研修の実施◆

北千葉広域水道企業団へ職員を派遣し、水質管理の技術習得に努めます。

目標項目	・ 3年に1名派遣の実施										
年次	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
計画		派遣 →			派遣 →			派遣 →			派遣 →

◆人材育成と知識、技術の継承◆

専門性を有する技術者及び経営理論を含め企業会計に精通する職員の育成・確保に向け、内部研修を軸とした実務・現場対応能力の向上を図ります。

目標項目	・ 年1回内部研修を実施										
年次	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
計画	継続実施										

主要施策⑨：組織体制の確立

持続可能な組織体制を構築するため、適正な人材配置を図るとともに、職員の働きやすい職場環境の整備に努め、士気と効率性の高い組織作りを目指します。

◆目的を明確にした成果主導型の組織体制の構築◆

専門的知識や技術を持った職員の育成と公営企業職員として経営感覚を兼ね備えた職員の育成を重視し、組織で考え、組織で行動するという組織体制を作り、次世代への持続可能な水道運営の継承を図ります。

◆職員定数、組織体制の検討◆

民間活力の有効活用やお客様センターとの連携強化等により、必要最小限の人数で効率的な経営が可能な組織体制の確立に向け、調査・検討を行います。

目標項目	・組織体制の検討										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度
	調査・検討し実施										
	→										

(7) 環境に配慮した事業運営

主要施策⑳：高効率型設備等の導入

水道事業は、浄水・配水場におけるポンプ設備等を始め、その運転に多くの資源やエネルギーを消費しております。

これらの現状を踏まえ、高効率型設備等の導入を図るなど、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量削減に向けた取組を積極的に進めてまいります。

◆省エネ型設備・機器の導入促進◆

取水・配水・送水ポンプや空調設備等の高効率型設備の導入について、今後も設備・機器の最新情報を的確に入手し引き続き取り組みます。

目標項目	・更新においては、より高効率な省エネ設備の導入										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	継続実施										

主要施策⑳：低公害車・低燃費自動車の導入

二酸化炭素排出量削減の取組を進めるため、公用車の買替え時には、環境に配慮した電気自動車や低燃費自動車の導入を進めます。

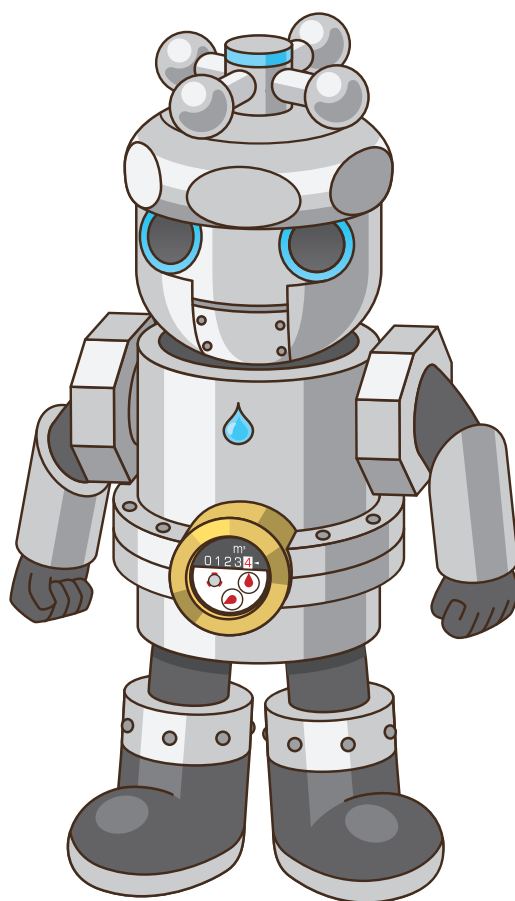
◆公用車への電気自動車、ハイブリッド車等の導入促進◆

公用車の使用年数、使用状況、整備状況から判断し、電気自動車や低燃費自動車の買替えを実施します。

目標項目	・計画期間最終年までに低燃費自動車の保有率を60%とする										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	公用車9台の買替え					状況を踏まえ今後の方針を決定し実施					
	→					→					

強 靱

災害に強く不測の事態にしなやかに対応できる
【強靱】な水道



野田の
ロボカン

6. 3 災害に強く不測の事態にしなやかに対応できる【強靱】な水道

施策方針	主要施策	
	具体的な取組	
(1) 水道施設の計画的な整備	① 更新基準年数の運用……………105	使用可能年数による各設備機器の更新基準の運用 使用可能年数による管路の更新基準の運用
	② レベル別修繕支弁基準の運用……………106	状態監視保全による修繕基準の運用
	③ 配水管の計画的な更新……………107	時間計画保全による計画的な更新の推進
	④ 重要給水施設への専用給水ルートを整備……………108	重要給水施設への耐震管による専用配水管の整備
	⑤ 老朽設備の計画的な修繕・更新……………109	予防保全による設備機器等の計画的な整備
	⑥ 浄水・配水施設の計画的な耐震化……………110	配水池の耐震化 浄水・配水施設の耐震化
(3) 災害対策	⑦ リスク管理型の水管理……………111	災害や事故等に伴う断水時の水配給バックアップ機能の充実 災害時等の非常事態時における水確保策の強化 漏水等による一時的断水時の給水対応 需要と供給の水需給バランスの総合的監視
	⑧ 危機管理体制の強化……………113	危機管理マニュアルの見直し 事故・災害時の対応力の強化 給水車等を活用した応急給水訓練の実施 問合せ対応の強化
	⑨ 事故・災害時における復旧体制の強化……………115	応急給水設備等の整備と充実 応急復旧資機材の確保
	⑩ 災害時における近隣事業体等との広域連携……………116	職員に対する災害協定に基づく協力体制の再確認 協力・応援協定の拡大の検討
	⑪ 防災に関する啓発の推進……………117	災害時の備えに対するパンフレットの作成及び啓発
	⑫ 停電への対応の強化……………118	自家発電設備の点検整備による機能維持
	⑬ 渇水への対応策の強化……………119	渇水情報の迅速な入手 節水協力依頼の徹底
(4) 渇水対策の推進		

(1) 水道施設の計画的な整備

主要施策①：更新基準年数の運用

浄水・配水施設の各設備機器は、規模や運転状況等を考慮した定期的な点検整備による予防保全を行い長寿命化に努めております。

これらの設備保全状況から得た情報に基づいて、電気・機械設備の更新周期を独自に定め、関連設備との調整による事業費の平準化を図りながら計画的な更新を行い、更新費用の低減化を図ります。

また、管路については、法定耐用年数40年が一つの目安となりますが、既存の管路をできる限り活用することにより投資の無駄を省き、管路施設の経済的な管理を進めるため、管種や埋設環境等の情報を基に実態に即した独自の更新サイクルを定めます。

◆使用可能年数による各設備機器の更新基準の運用◆

状態監視保全による適切な維持管理を実施するものとし、構造物及び設備については法定耐用年数のおおむね1.5倍か2.0倍程度を基準とした更新基準を運用します。

設 備 名	法定耐用年数	設 備 名	法定耐用年数
受変電設備	20 年	自家発電設備	15 年
ポンプ設備	15 年	通信設備	9 年
薬品注入設備	15 年	計測設備	10 年
滅菌設備	10 年	ろ過設備	17 年

目標項目	・更新基準の運用										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
2年度設定	更新基準の運用										

◆使用可能年数による管路の更新基準の運用◆

管種及び埋設環境に応じ、法定耐用年数のおおむね1.25倍から2.5倍程度を基準とした更新基準を運用します。

管 種	法定耐用年数
ビニル管	40 年
ダクタイル鋳鉄管	40 年
ポリエチレン管	40 年
鋼管	40 年

目標項目	・ 更新基準の運用										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	2年度 設定	更新基準の運用									

主要施策②：レベル別修繕支弁基準の運用

状態監視保全による維持管理手法をよりレベルアップするために、事後保全と予防保全に分類し、修繕規模や修繕タイミング等、修繕基準を運用し、レベル別管理とする取組を進めます。

◆状態監視保全による修繕基準の運用◆

施設・設備の修繕又は更新の判断については、修繕規模や費用、修繕施設の経過年数等を考慮した修繕支弁基準を運用します。

目標項目	・ 修繕支弁基準の適正な運用										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	2年度 設定	修繕支弁基準の運用									

主要施策③：配水管の計画的な更新

水道管は、水道総資産のうち約6割を占めており、今後、更新時期を迎える水道管が年々増加し、その更新費用は今後の事業経営に大きな影響を与えるものとなります。

このため、管路については、埋設環境や管種、漏水の発生状況等を踏まえ、安全性を確保した上で法定耐用年数よりも長い実態にあったサイクルで更新します。

実施に当たっては、埋設環境等に応じた実質的な使用可能年数や供用年数に基づき一定周期ごとに更新等の対応を行う「時間計画保全」による計画的な更新を図ります。

なお、配水管の更新は全て耐震管を採用し更新サイクルの長期化を図ります。

◆時間計画保全による計画的な更新の推進◆

令和2年度に設定した更新基準に基づき、令和4年度に管路更新計画を策定しましたので計画的に整備を進めます。

目標項目	- 令和4年度に策定した管路更新計画を5年毎に見直しを実施 - 配水管の計画的な整備 - 令和5年度末の配水管耐震適合率は29.65%を計画期間の令和16年度までに約35%とする										
	令和2~6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
年次計画	更新計画策定 4年度			見直し 更新計画							
		配水管の計画的な整備									

主要施策④：重要給水施設への専用給水ルートの整備

大規模な地震等の災害時においても、市役所や応急給水活動拠点の重要給水施設への給水が継続できるよう、耐震管による専用の給水ルートを優先度を高めて整備します。

なお、整備に当たっては、地域防災計画で位置付けている給水優先度が高い災害医療協力病院等の重要給水施設を優先的に整備します。

◆重要給水施設への耐震管による専用配水管の整備◆

令和5年度までに小張総合病院、市役所、キッコーマン総合病院への整備が完了しました。

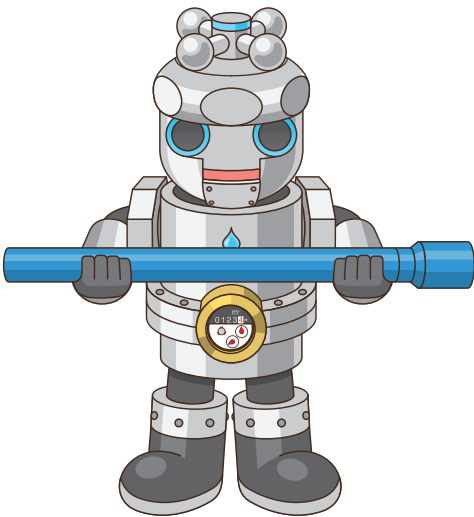
引き続き、重要給水施設として、行政機関6施設、医療救護所3施設の合計9施設について耐震管による専用配水管の整備を計画的に実施します。

★行政機関・・・中央公民館、いちいのホール、川間中
川間公民館、野田一中、中央出張所

★医療救護所・・・東葛飾病院、野田病院、野田中央病院

目標項目	・重要給水施設への耐震管による専用配水管の整備										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	整備延長 L=6 km						L=2 km				
	→						→				

※ 小張総合病院は、令和7年2月1日からは経営母体を医療法人徳洲会へ移管し、「野田総合病院」となりました。



主要施策⑤：老朽設備の計画的な修繕・更新

施設等の安全性を確保した上で、法定耐用年数以上使用できる各種設備については、適切な維持管理により長寿命化を図り、将来の更新需要の抑制を図ります。

管理方法は、水道機能への影響が大きいものは予防保全に、比較的影響が小さいものは事後保全に分類し管理します。

予防保全は、安心して御利用いただける水道を未来につなぐため、点検調査や診断結果に基づき、その状態に応じた更新等の対応を行う「状態監視保全」により長寿命化を図るとともに、突然機能停止することがないように使用可能年数や供用年数に基づき一定周期ごとに更新等の対応を行う「時間計画保全」による計画的な更新を図ります。

◆予防保全による設備機器等の計画的な整備◆

浄水・配水・送水設備の状態監視保全又は時間計画保全を実施します。

目標項目	・ 浄水、配水設備の整備										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	整備計画策定	設備機器等の点検及び更新の実施									
	→										→

(2) 基幹施設の耐震化

主要施策⑥：浄水・配水施設の計画的な耐震化

大規模な地震が発生した場合でも、その影響を最小限に抑え、水道システムとしての機能を損なうことのないよう基幹施設である浄水・配水施設、配水池の耐震化を進めます。

◆配水池の耐震化◆

配水池の更新及び耐震化には多額の費用を要します。

そのため「持続：主要施策⑩ 浄水・配水場の統廃合等の検討」の結果を踏まえ、事業費の平準化を考慮して計画的に整備します。

目標項目	・配水池の耐震化										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
				耐震診断 の実施		耐震化計画 の策定	耐震化計画に基づく整備				

◆浄水・配水施設の耐震化◆

「持続：主要施策⑩ 浄水・配水場の統廃合等の検討」の結果を踏まえ、耐震補強が必要な浄水・配水施設の耐震診断を実施し耐震化を図ります。

目標項目	・各浄配水場の管理棟、ポンプ室等の施設の耐震化の実施										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
東金野井浄水場	点検による維持管理の 実施			耐震診断 の実施		耐震化計画 の策定	耐震化計画に基づく整備				
中根配水場											
木間ヶ瀬浄水場											
桐ヶ作配水場											

(3) 災害対策

主要施策⑦：リスク管理型の水管理

施設、設備、管路等の水道施設の老朽化に伴う水道クライシスの高まりによる断水リスクや頻発する想像を超えるような自然災害の脅威を踏まえると、耐震化の整備促進策や危機管理計画等のこれまでの危機管理対応ではカバーしきれない側面が否定できません。

そのため、これまで進めてきた「需要主導型の水管理」から、断水時の水供給ができない不測の事態においても、最低限の飲料水を配給できる損失軽減策を主軸とする「リスク管理型の水管理」に転換を図り、災害等の非常事態時においても水の安心給水ができる取組を進めてまいります。

あわせて、持続的安定経営を維持するため需要と供給の両面に存在する不確定要素を考慮して、過度な乖離がでないよう水需給バランスの総合的監視を実施します。

◆災害や事故等に伴う断水時の水配給バックアップ機能の充実◆

災害等により断水が発生した場合、市内の全ての避難所に配備するために備蓄している300㍓のローリータンクにより、迅速かつ的確に水配給を行います。

◆災害時等の非常事態時における水確保策の強化◆

地震災害等により水道管が破損した場合、配水池の水道水を流出させないために緊急遮断弁を設置しております。

緊急遮断弁により本市の配水池及び北千葉広域水道企業団の貯水槽で確保できる水量は約33,000 m^3 となります。また、新たな水源として中根配水場に井戸を掘削し、1,100 m^3 /日の水量が確保されます。

このことにより、野田市地域防災計画に基づく応急給水に必要な水量である、災害発生からの10日分としての最低必要水量31,000 m^3 を上回る水量が確保されます。

◆漏水等による一時的断水時の給水対応◆

漏水や配水管布設替工事により一時的に断水となる場合にあって、現在備えてある給水車や給水袋・ポリタンクにより給水への対応強化を図ります。

◆需要と供給の水需給バランスの総合的監視◆

北千葉広域水道企業団との協定水量に伴う受水コストと表流水や地下水の浄水コストを比較検討し、水需要に対しての供給水量を考慮した水需給バランスを総合的に監視します。

目標項目	・北千葉協定水量に基づく水需給バランスの総合的監視の実施										
	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
年次計画	北千葉協定水量 43,400 m ³ /日			北千葉協定水量 45,600 m ³ /日（予定）							
	→			→							
	水需給バランスの検証・分析の実施										
	→										

主要施策⑧：危機管理体制の強化

地震等の災害時に備え、「野田市地域防災計画」に基づき災害対策を進めます。

この中には水道部の活動も記載されておりますが、水道部危機管理マニュアルに基づき、あらゆる災害に対する組織体制を更に明確にし、災害発生時の初動体制を迅速かつ的確に行います。

また、災害発生時等に水道水確保のための応急対策を迅速かつ確実に実施するため、適切な災害対応が実施できる体制の構築と各種マニュアルを現実的なものとして機能させるため内容を点検・検証し、必要に応じて見直しを行います。

このほか、マニュアルに基づいた訓練を行うなど職員の災害対応力の向上に努めスムーズな危機対応が図られるよう取り組みます。

◆危機管理マニュアルの見直し◆

関係機関及び民間事業者との協定内容の変更、新規民間企業との災害時応援協定の締結等に基づき危機管理マニュアルの見直しを行います。

目標項目	- 協定内容の検証を実施 - 危機管理マニュアルの見直しを毎年実施する										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	協定内容の見直しを毎年実施										

◆事故・災害時の対応力の強化◆

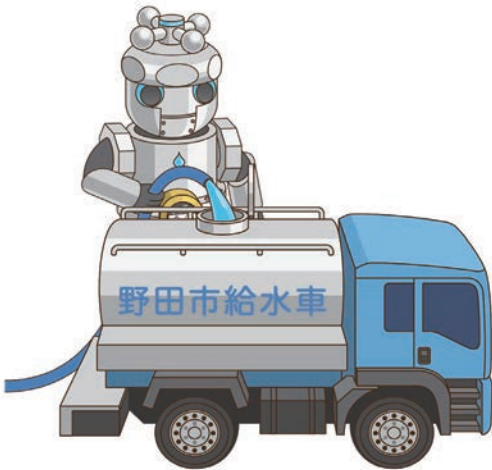
災害発生時に迅速な対応が図れるよう、職員及び関係機関、民間事業者と危機管理マニュアルに基づく防災訓練等を実施し、災害対応力の向上に努めます。

目標項目	防災訓練を毎年1回実施し、実施内容を検証した結果により適宜訓練内容を見直す										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	防災訓練を毎年1回実施し訓練内容の検証により適宜見直し										

◆給水車等を活用した応急給水訓練の実施◆

給水車や非常用給水袋等を活用した応急給水訓練を実施し、災害対応力の強化に努めます。

目標項目	・ 応急給水訓練を毎年 1 回実施し、訓練内容の検証により適宜訓練内容を見直す										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度
	応急給水訓練を毎年 1 回実施し訓練内容の検証により適宜見直し										
											



◆問合せ対応の強化◆

災害や事故等により漏水・断水等が生じた場合や赤水が発生した場合などには、臨時電話回線を開設し対応の強化を図ります。

主要施策⑨：事故・災害時における復旧体制の強化

防災備品や資機材が調達できる仕組みを整えることにより、災害時等に必要となる応急給水や応急復旧対応が迅速にできるようになります。

そのため、災害時の応急復旧時に優先的に資機材が調達できるよう、引き続き供給体制の充実に努めます。

また、給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリタンク、非常用給水袋等についても引き続き確保するとともに、車両や発電機等についても確実に確保するものとし、さらに民間事業者との協力体制の拡大も検討し充実を図ります。

◆応急給水設備等の整備と充実◆

災害時等の応急給水活動に必要な給水車・給水タンク・非常用給水袋及び給水栓や配水池から直接給水タンクに水道水を補充できる水中ポンプ等の設備の整備と充実を図ります。

目標項目	・給水活動設備の整備と充実										
	令和2～6年度 5年間	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度
年次 計画	3年度から給水車、給水タンク、非常用給水袋（10,000枚）、水中ポンプ、給水栓、発電機等の購入										
	給水活動設備の点検、整備										

◆応急復旧資機材の確保◆

災害時の応急復旧対応に必要な資機材については、民間事業者との応急復旧対応等の協力及びレンタル資機材の提供に関する協定により優先的確保に努めます。

主要施策⑩：災害時における近隣事業体等との広域連携

災害時に近隣事業体や関係機関との協力体制ができるように、相互応援協定を締結しておりますが、今後においても協力体制の更なる充実を図るため災害時の協力・応援協定の拡大に努めます。

また、災害時における職員の行動力向上のため、災害協定に基づく協力体制の内容等の確認を再度徹底し万全を期します。

◆職員に対する災害協定に基づく協力体制の再確認◆

災害協定に基づく協力体制の内容の確認や協定締結先への連絡方法・担当部署等の確認を定期的に行うことにより、水道部の職員の危機対応力の強化を図ります。

目標項目	・協定締結先と支援内容等の確認を年1回実施 ・職員への周知を年1回実施										
	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
年次計画	協定締結先と支援内容等の確認を年1回実施										
	職員への周知を年1回実施										

◆協力・応援協定の拡大の検討◆

現在、災害時相互応援協定等を締結している事業体のほか、新たな水道事業体との間における応急給水活動や応急復旧活動等の協力・応援協定の可能性について検討します。

主要施策⑪：防災に関する啓発の推進

災害時には、水道管が破損し断水や漏水が発生するおそれがあります。一般的に一人一日3リットルの飲料水が必要とされており、日頃から万一来て備えて各家庭等において、飲料水を確保することが必要とされています。

そのため、災害時に困らないための情報や飲料水の備蓄の必要性、備蓄方法等を継続的に情報発信します。

◆災害時の備えに対するパンフレットの作成及び啓発◆

災害に備えて、家庭で日頃から行っていただきたいことや飲料水の備蓄の必要性及び備蓄方法を整理したパンフレットを作成し、水道週間等のイベントにおいて防災意識の啓発に努めます。

目標項目	・啓発活動の実施 ・パンフレットの作成 ・パンフレット内容の適宜見直し										
	令和2～6年度 5年間	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度
年次 計画	水道週間等のイベントにおいて啓発活動を毎年実施										
	パンフレット内容の適宜見直し										

主要施策⑫：停電への対応の強化

本市の地形的な条件により、浄水場や配水場から自然流下での送水・配水ができません。

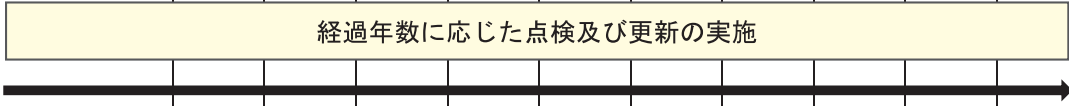
したがって、停電によってポンプが停止すると送水・配水ができなくなり断水が必至となります。

このため、自家発電設備は必要不可欠となります。今後とも、自家発電設備の機能が万全な状態を維持するための点検整備を継続して実施します。

また、老朽化や機能低下等、状態監視保全による把握により長寿命化を図る取組を進めるとともに、計画的な更新を行います。

◆自家発電設備の点検整備による機能維持◆

停電による断水という事態を避けるために、自家発電設備は経過年数に応じた点検整備や更新を行い、機能維持を図ります。

目標項目	・各浄配水場の自家発電設備保守点検業務										
年次計画	令和2～6年度 5年間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
経過年数に応じた点検及び更新の実施											
											

(4) 渇水対策の推進

主要施策⑬：渇水への対応策の強化

本市の水道は、約98%を江戸川の表流水に依存しております。渇水対策に大きく寄与するダムの整備も進んでおり、ハッ場ダムの稼働により、渇水のリスクは軽減されておりますが、それでも地球温暖化等の気候変動の影響による渇水リスクは否定できません。

そのため、渇水を想定した対応策を考えておかねばなりません。

また、渇水時には、お客様の協力が必要不可欠となりますので、お客様に渇水情報を的確かつ迅速に提供し、節水のご協力をお願いしてまいります。

※思川開発は令和9年度稼働予定

◆渇水情報の迅速な入手◆

渇水時期には利根川流域のダム情報を毎日入手するとともに、北千葉広域水道企業団からの情報も随時入手します。

◆節水協力依頼の徹底◆

渇水による取水制限が発令された場合には、広報車やホームページなどでの節水協力の呼びかけや公共施設への節水依頼を行います。